

デジタル録音機器の利用実態に関する調査 (報告書概要)

平成18年10月17日

社団法人私的録音補償金管理協会

本調査の目的と方法

■ 目的

- 昨今、各種デジタル録音技術が益々発達し、既存の私的録音補償金制度の枠組みで処理しきれない機器も次々と登場するようになった。本調査では、デジタル方式による録音機器の普及状況及びデジタル録音の実態、補償金制度に係わる利用者の意識などを把握し、今後の著作権制度のあり方を検討するための基礎資料とする。
- 本調査では、インターネットユーザーを対象としたWEB調査、一般ユーザーを対象とした郵送調査の2種類を併用して実施した。WEB調査の回答者は男性が多く(約6割)、郵送調査の回答者は女性が多い(約7割)という結果になっている。

■ WEB調査

- 株式会社マクロミルが保有している調査モニターから、男女年齢階層別に層化して、日本の人口構成に合わせるように無作為抽出し、デジタル録音機器の保有状況を調査した後、デジタル録音機器保有者を対象に、デジタル録音機器の利用状況、著作権等に対する意識等に関するWEBによるアンケート調査を実施した。
- 調査対象: 全国のデジタル録音機器保有世帯の個人(15歳以上)
- 実施時期: 平成18年7月
- 有効回収数: 3,000件
- 回答者属性: 男性 55.8%、女性 44.2%

20歳未満	10.0%	20~29歳	24.1%
30~39歳	19.0%	40~49歳	17.4%
50~59歳	24.6%	60歳以上	4.9%

■ 郵送調査

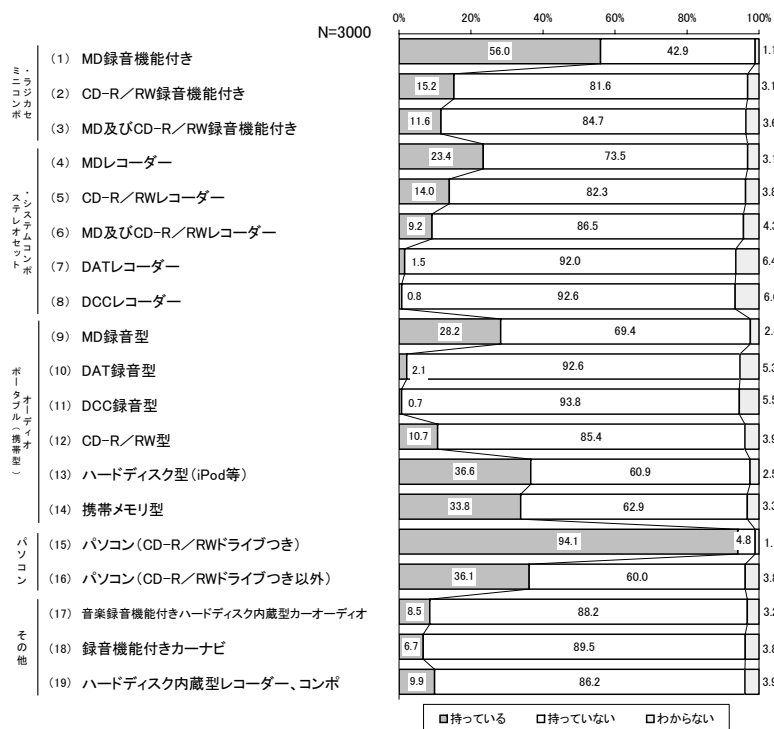
- 社団法人中央調査社が毎年実施する耐久消費財の世帯保有実施調査(モニター世帯を対象とした郵送調査)を利用し、デジタル録音機器の保有世帯を抽出し、当該世帯を対象に、デジタル録音機器の利用状況、著作権等に対する意識等に関するアンケート調査を実施した。
- 調査対象: 全国のデジタル録音機器保有世帯の個人(15歳以上)
- 実施時期: 平成18年8月
- 発送数: 2,500件
- 有効回収数: 1,004件(回収率 40.2%)
- 回答者属性: 男性 30.5%、女性 69.2%

20歳未満	9.5%	20~29歳	16.6%
30~39歳	30.2%	40~49歳	24.3%
50~59歳	14.1%	60歳以上	5.0%

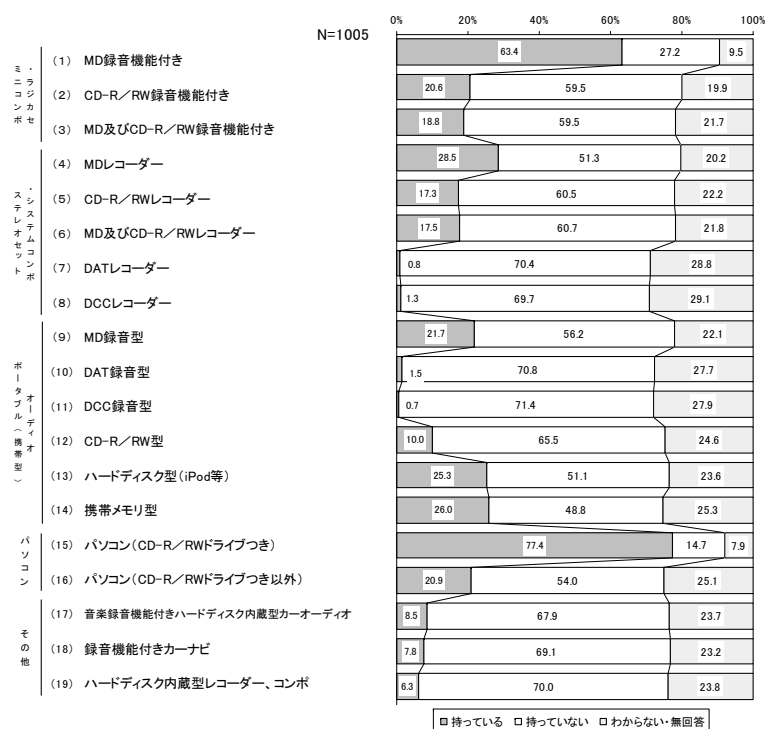
デジタル録音機器の家庭における保有状況

- デジタル録音機器の家庭における保有状況について尋ねたところ、割合が最も高かったのは「(1)MD録音機能付きミニコンポ・ラジカセ」で、WEB調査では56.0%、郵送調査では63.4%の人が家庭に一台以上「ある」としている。
- 「(9)~(14)ポータブルオーディオ」については、(13)ハードディスク型(iPod等)、(14)携帯メモリ型がWEB調査では3割以上、郵送調査では2割以上の人が保有している。
- 「(15) パソコン(CD-R/RWドライブつき)」は、大部分の家庭で保有されている(WEB調査:94.1%、郵送調査:77.4%)。

[WEB]家庭におけるデジタル録音機器の保有状況(Q1)



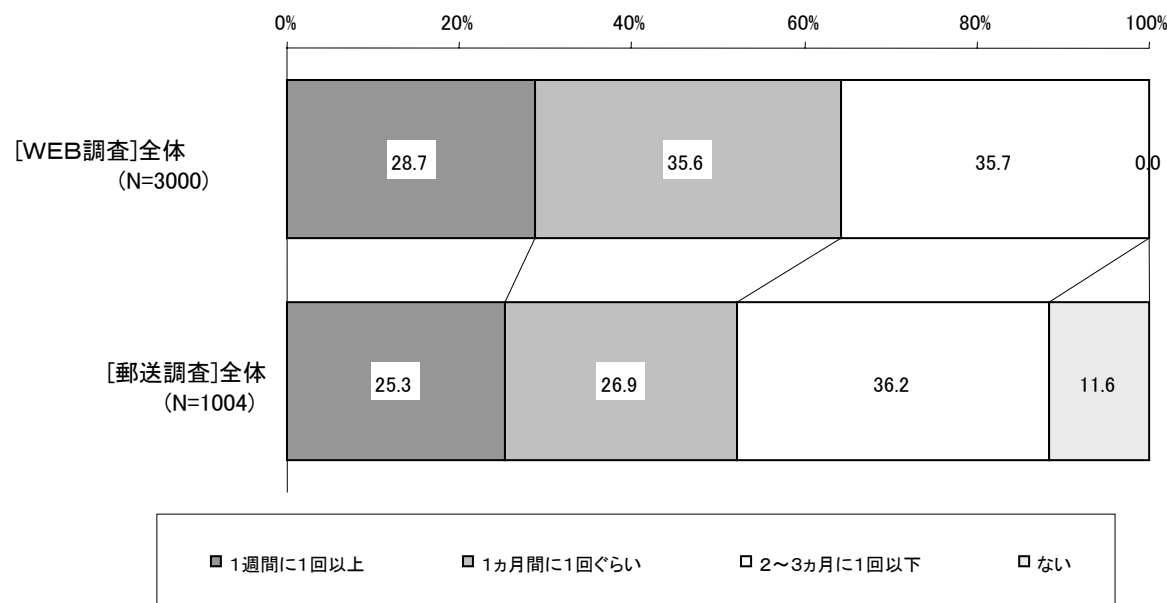
[郵送]家庭におけるデジタル録音機器の保有状況(問1A)



デジタル録音の経験と頻度

- 最近1年間のデジタル録音機器・媒体への録音経験と頻度について尋ねた。デジタル録音経験ではWEB調査では100%、郵送調査でも88.4%と、高い比率で経験していることがわかる。
- 録音回数(頻度)については、WEB調査、郵送調査ともに「1週間に1回以上」の頻度が3割弱となっており、実施する人は、かなり頻繁に録音をしていることがわかる。

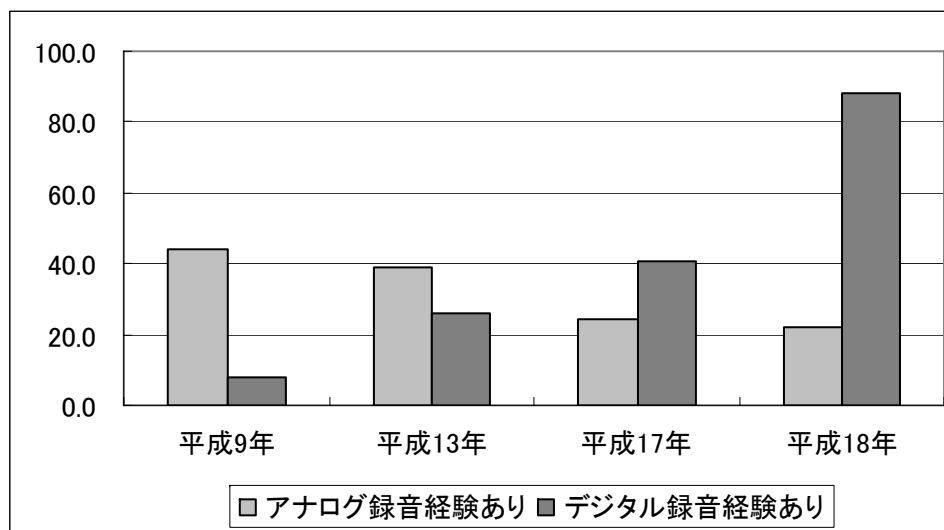
最近1年間のデジタル録音の経験・頻度(Q7、問3-1)



(参考)アナログ録音とデジタル録音の経験の推移

- 社団法人私的録音補償金管理協会では、平成9年、13年、17年に実施した「私的録音に関する実態調査」の中で、アナログ録音とデジタル録音の経験を調査している。
- 過去の調査は訪問留置法で実施しているため、今回調査(平成18年)との単純な時系列比較はできないが、傾向としてはデジタル録音機器の普及に伴い、デジタル録音がアナログ録音を代替している様子がうかがわれる。
- また、今回調査(平成18年)でデジタル録音経験の比率が昨年の調査結果に比べて著しく大きくなっているが、これは今回調査で初めて、デジタル録音機器にiPod等のポータブル(携帯型)オーディオやパソコンも含めたためである。

1年以内に録音経験のある人の割合の推移

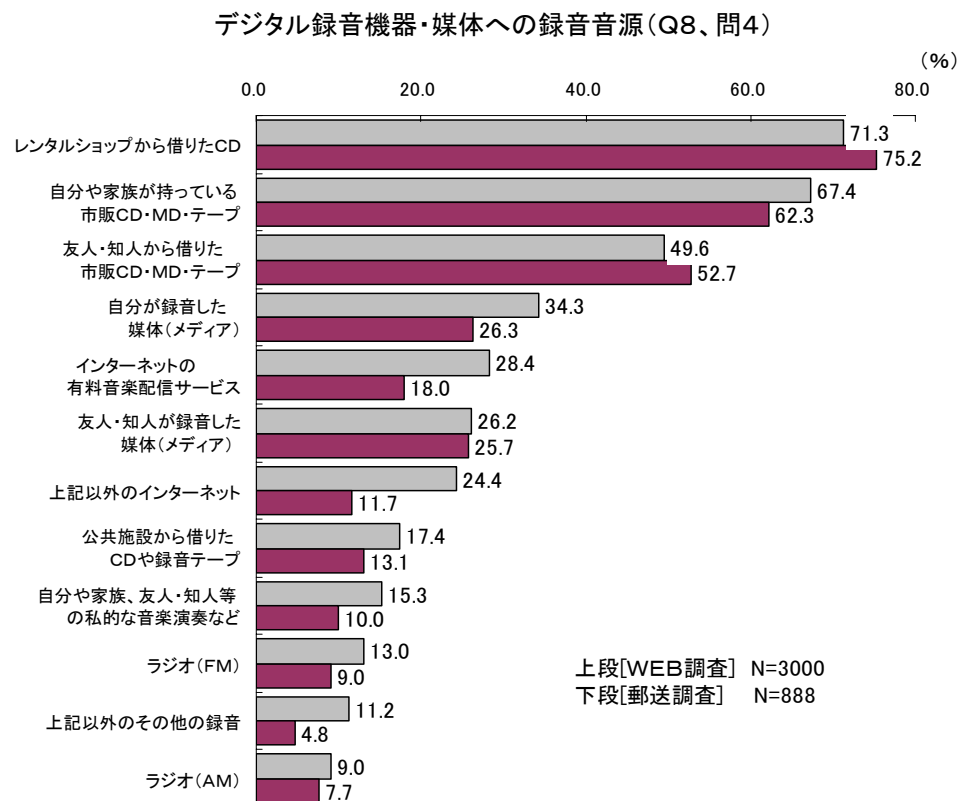


平成18年の数値は郵送調査の結果を掲載

(出所)「私的録音に関する実態調査報告書」(平成10年、平成14年、平成18年) 社団法人私的録音補償金管理協会

デジタル録音の音源

- 最近1年間にデジタル録音の経験がある人に、録音の際の音源について尋ねた。
- デジタル録音の音源として、「レンタルショップから借りたCDなどからの録音」が最も多く、WEB調査では71.3%、郵送調査では75.2%となっている。次いで「自分や家族が持っている市販CD、MD、テープなどからの録音」「友人・知人から借りた市販CD、MD、テープなどからの録音」が多い。放送からの録音については、「ラジオ(FM)からの録音」、「ラジオ(AM)からの録音」ともに低い。
- 「インターネットの有料音楽配信サービス」の録音経験については、郵送調査では18.0%、WEB調査では28.4%となっている。

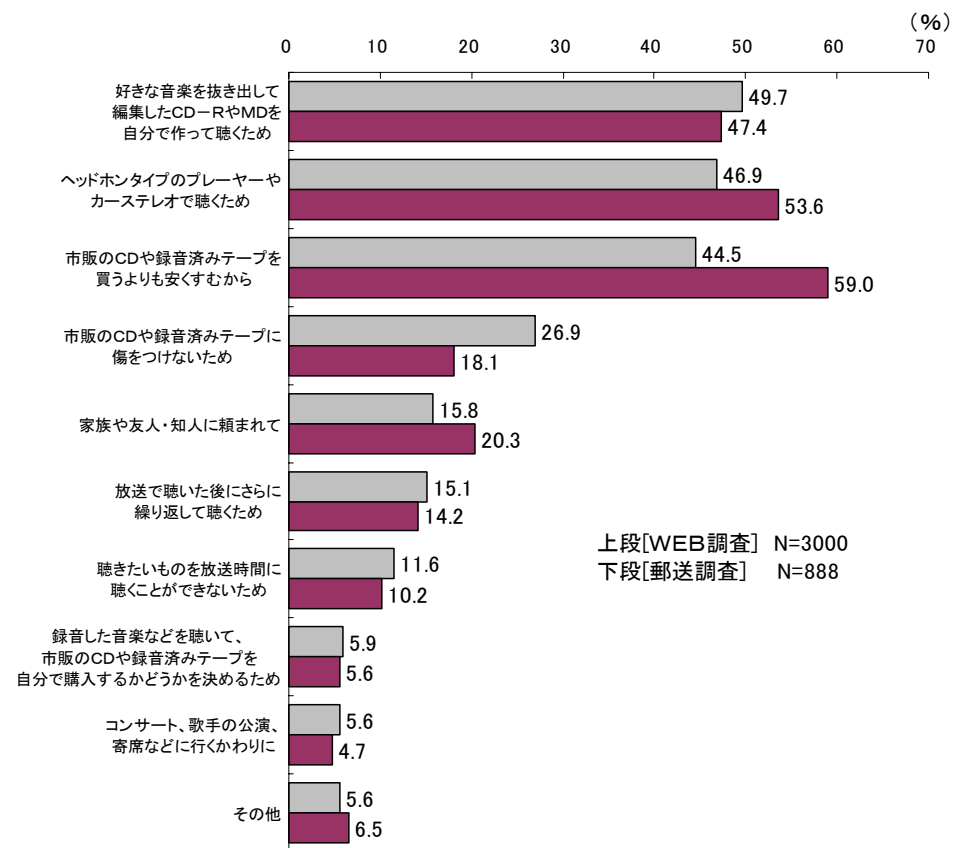


注)「ほとんど毎日録音する」「1週間に2~3回録音する」「1週間に1回ぐらい録音する」「1ヶ月に1回ぐらい録音する」「2~3ヶ月に1回ぐらい録音する」「半年に1回ぐらい録音する」「1年に1回ぐらい録音する」の7段階頻度を合算し、「録音する」としてグラフ化した。

デジタル録音の理由

- デジタル録音機器を使って録音する理由は、WEB調査では「好きな音楽を抜き出して編集したディスク・テープを自分で作って聞かため」が49.7%、郵送調査では「CDや市販の録音済みMDまたはテープを買うよりも安くすむから」が59.0%と最も高い。
- しかし、WEB調査、郵送調査ともに「ヘッドホンタイププレーヤーやカーステレオで聞かため」、「好きな音楽を抜き出して編集したディスク、テープを自分で作って聞かため」、「CDや市販の録音済みMDまたはテープを買うよりも安くすむから」といった3つの理由が他の理由と比較して高く、同じ傾向であることがわかる。
- 好きな音楽を好きな場所で聞かために、デジタル録音を積極的に活用する一方で、市販のCD購入の代替手段としてデジタル録音を位置づけている人も、相当数存在することがうかがえる。

デジタル録音機器・媒体を使って録音する理由(Q13、問7)



MDを利用したデジタル録音の状況

- 過去1年間にMDへの録音をしたかについて尋ねた。WEB調査では44.8%、郵送調査では62.2%である。
- MDへの録音経験者に録音曲数を尋ねたところ、録音曲数の平均はWEB調査では89.1曲、郵送調査では94.9曲である。
- 最近1年間にブランクの録音用MDを購入したかについて尋ねた。WEB調査では32.0%、郵送調査では51.7%となっている。この割合は、既回答の「MDでの録音経験」の割合に比較するとそれぞれ10ポイントほど低いことから、最近1年間にブランクMDを購入せず、既に持っているMDを使って録音していたと考えられる。
- 購入枚数の平均はWEB調査、郵送調査ともに16.8枚である。

【参考】

- 社団法人私的録音補償金管理協会では、平成9年、13年、17年に実施した「私的録音に関する実態調査」の中で、録音用MDの購入状況を調査している。過去の調査は訪問留置法で実施しているため、今回調査(平成18年)との単純な時系列比較はできないが、傾向としては録音用MDの購入は頭打ちの状況にある。

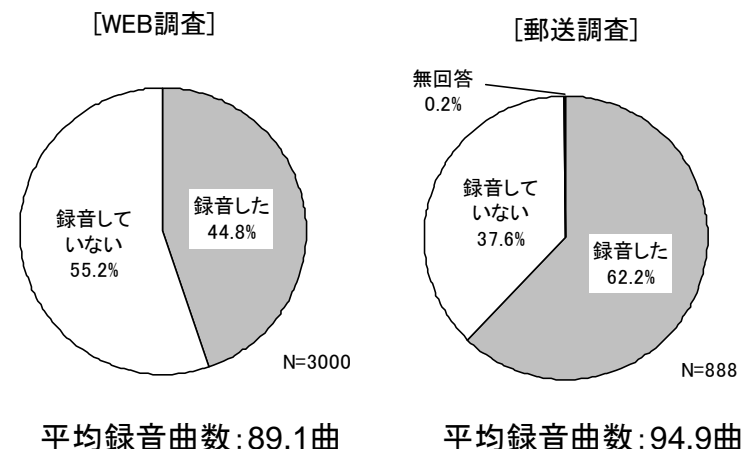
1年以内に録音用MD購入経験のある人の割合の推移

	平成9年	平成13年	平成17年	平成18年
購入経験あり: %	45.7	75.7	58.8	51.7
平均購入枚数: 枚	17.3	15.9	15.9	16.8

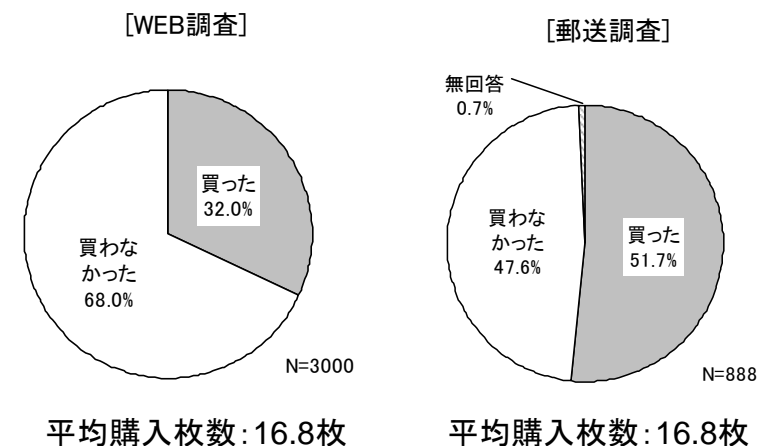
平成18年の数値は郵送調査の結果を掲載

(出所)「私的録音に関する実態調査報告書」(平成10年、平成14年、平成18年) 社団法人私的録音補償金管理協会

最近1年間のMDへの録音経験(Q16、問10)



最近1年間のブランクの録音用MDの購入経験(Q19、問11)



CD-R/RWを利用したデジタル録音の状況

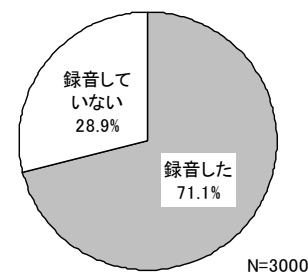
- 過去1年間にCD-R/RWへの録音をしたかについて尋ねた。WEB調査では71.1%、郵送調査では47.0%であり、WEB調査の回答割合のほうが20ポイント以上高い。これは、「家庭におけるデジタル録音機器の保有状況(Q1及び問1)」における「(15)CD-R/RWつきパソコン」の保有割合の差異とほぼ同様となっている。
- CD-R/RWへの録音経験者に録音した曲数を尋ねた。録音曲数の平均はWEB調査では102.4曲、郵送調査では95.4曲である。
- 最近1年間に空白のCD-R/RWを購入したかについて尋ねた。WEB調査では63.3%、郵送調査では40.9%となっている。この割合は、既回答の「CD-R/RWでの録音経験」の割合に比較してそれぞれ10ポイント前後低いことから、MD同様、最近1年間に空白CD-R/RWメディアを購入せず、既に持っているメディアを使って録音していたと考えられる。
- 購入枚数の平均はWEB調査では42.4枚、郵送調査では30.5枚である。

【参考】

- 社団法人私的録音補償金管理協会が平成17年に実施した「私的録音に関する実態調査」の中で、CD-R/RWの購入状況を調査している。その時の結果は、「購入経験あり」が75.0%、平均購入枚数は30.1枚であった。

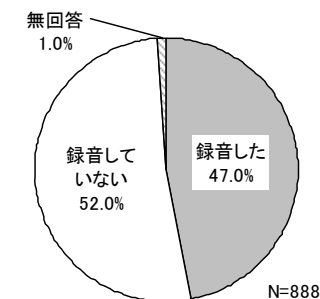
最近1年間のCD-R/RWへの録音経験(Q22、問12)

[WEB調査]



平均録音曲数: 102.4曲

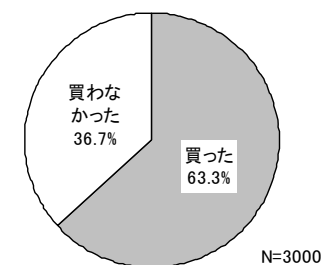
[郵送調査]



平均録音曲数: 95.4曲

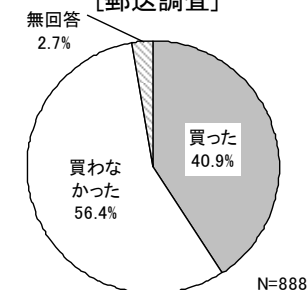
最近1年間の空白のCD-R/RWの購入経験(Q25、問13)

[WEB調査]



平均購入枚数: 42.4枚

[郵送調査]

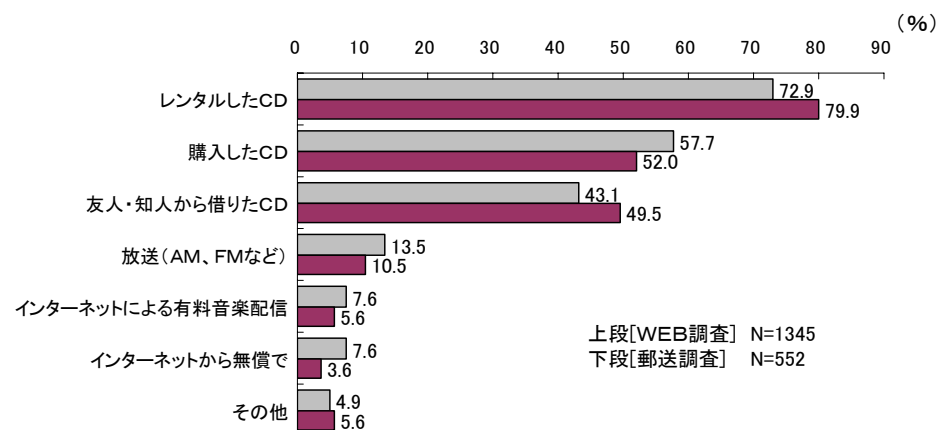


平均購入枚数: 30.5枚

デジタル録音の音源(MD、CD-R/RWの場合)

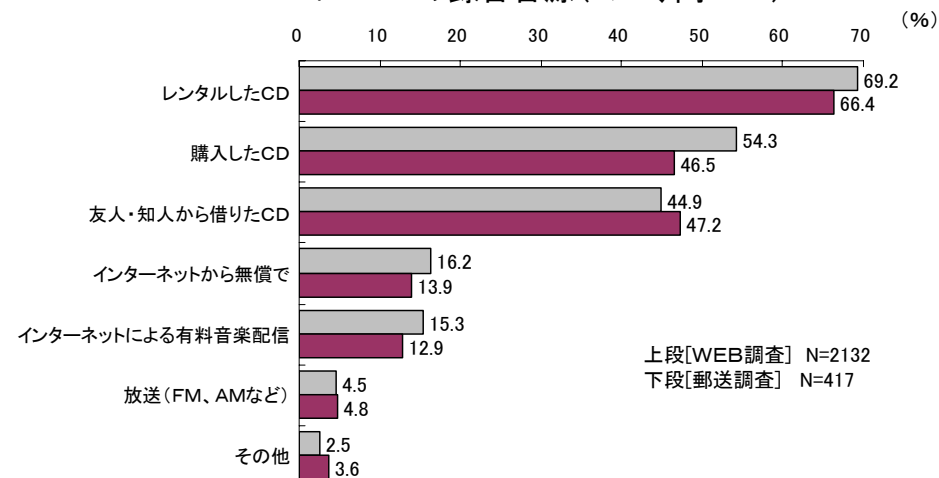
- MDで聴く音楽は何から録音しているかについて尋ねた。最も高かったのは「レンタルしたCD」で、WEB調査では72.9%、郵送調査では79.9%である。「インターネットによる有料音楽配信」、「インターネットから無償で」をみると、1割以下である。ただし、わずかではあるがWEB調査のほうが2ポイントほど上回っている。

MDへの録音音源(Q18、問10-2)



- CD-R/RWで聴く音楽は何から録音しているかについて尋ねた。最も高かったのは「レンタルしたCD」で、WEB調査が69.2%、郵送調査が66.4%である。次いでWEB調査では「購入したCD」54.3%、郵送調査では「友人・知人から借りたCD」47.2%となっている。

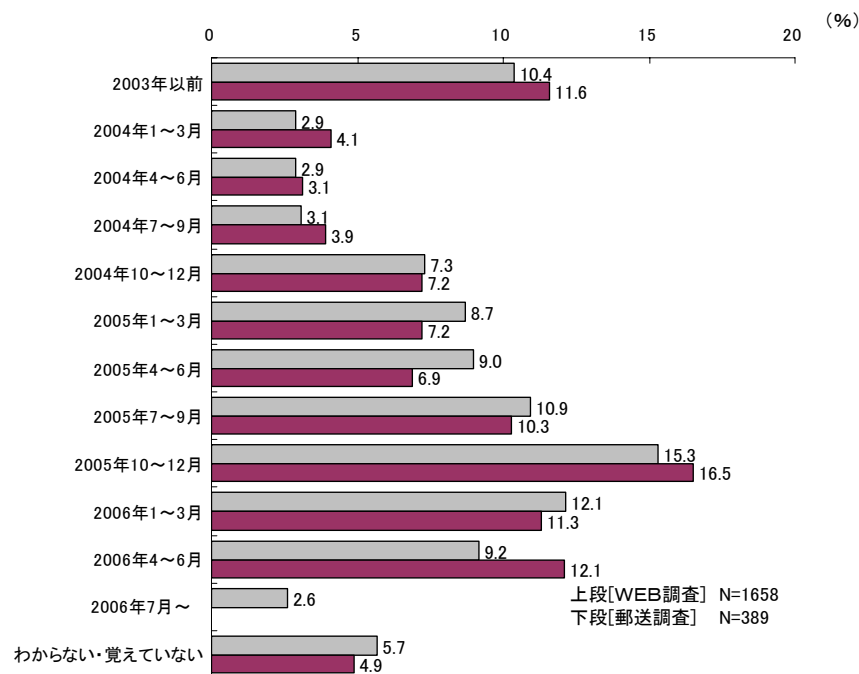
CD-R/RWへの録音音源(Q24、問12-2)



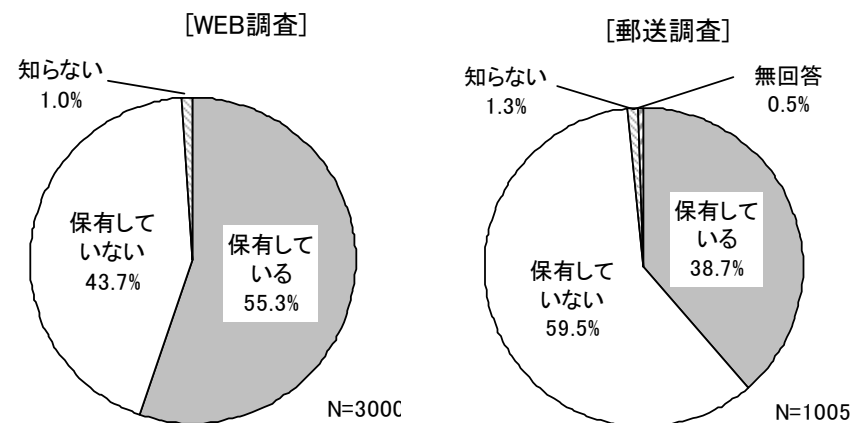
ポータブル(携帯型)オーディオの保有状況

- ポータブル(携帯型)オーディオの保有状況について尋ねた。WEB調査では55.3%、郵送調査では38.7%が「保有している」となっている。WEB調査の回答割合のほうが16ポイント以上高い。
- ポータブル(携帯型)オーディオをいつから保有しているかについて尋ねたところ、WEB調査、郵送調査ともに、2005年10~12月を中心にその前後の期間に保有を開始していることがわかる。

ポータブル(携帯型)オーディオの保有開始時期(Q32、問15)



ポータブル(携帯型)オーディオの保有状況(Q31、問14)

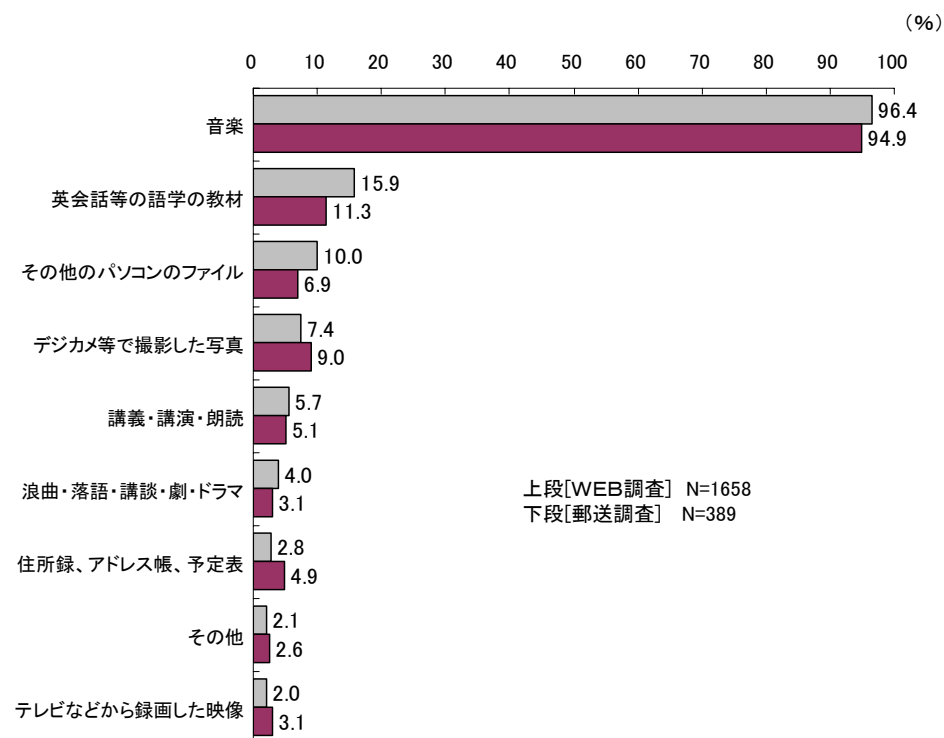


注) 郵送調査では「2006年7月~」の 카테고리を設けていない。

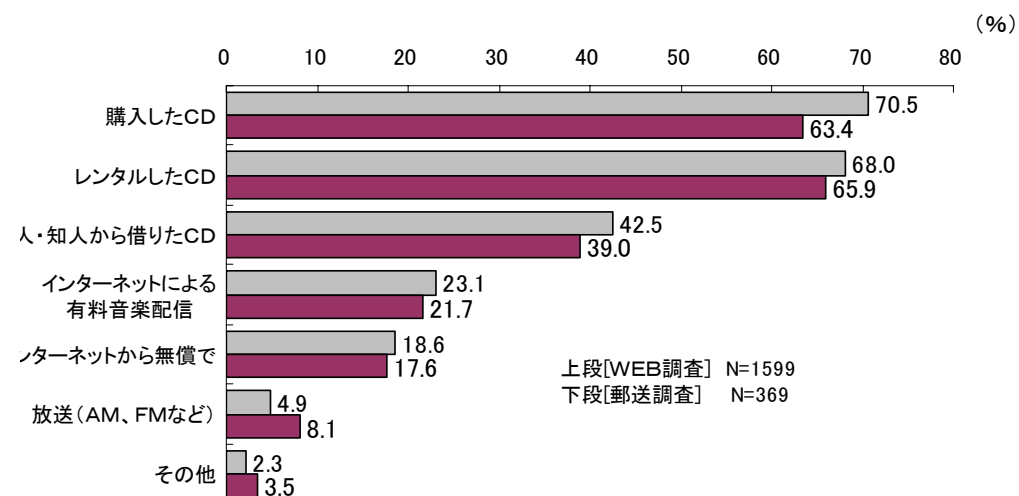
ポータブル(携帯型)オーディオへの保存曲数と録音源

- ポータブル(携帯型)オーディオにどのような内容の情報・データを保存しているかについて尋ねた。WEB調査、郵送調査ともに「音楽」が圧倒的に高く、9割以上を占めている。
- ポータブル(携帯型)オーディオに何曲くらい保存しているかについて尋ねた。WEB調査では平均372.2曲、郵送調査では327.8曲である。MDやCD-R/RWの1年間の保存曲数に比べて3倍以上となっている。
- ポータブル(携帯型)オーディオで聴く音楽は何から録音しているかについて尋ねた。最も高かったのは、WEB調査では「購入したCD」で70.5%、次いで「レンタルしたCD」で68.0%、郵送調査では「レンタルしたCD」が65.9%、次いで「購入したCD」63.4%である。

ポータブル(携帯型)オーディオの保存データ(Q33、問16)



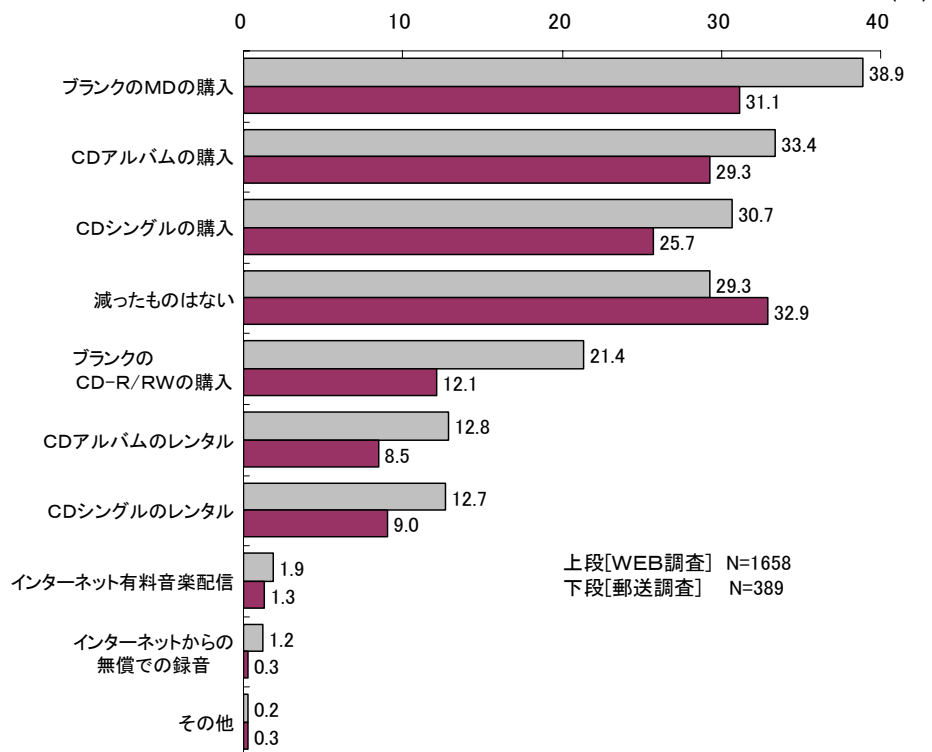
ポータブル(携帯型)オーディオへの録音音源(Q36、問16-3)



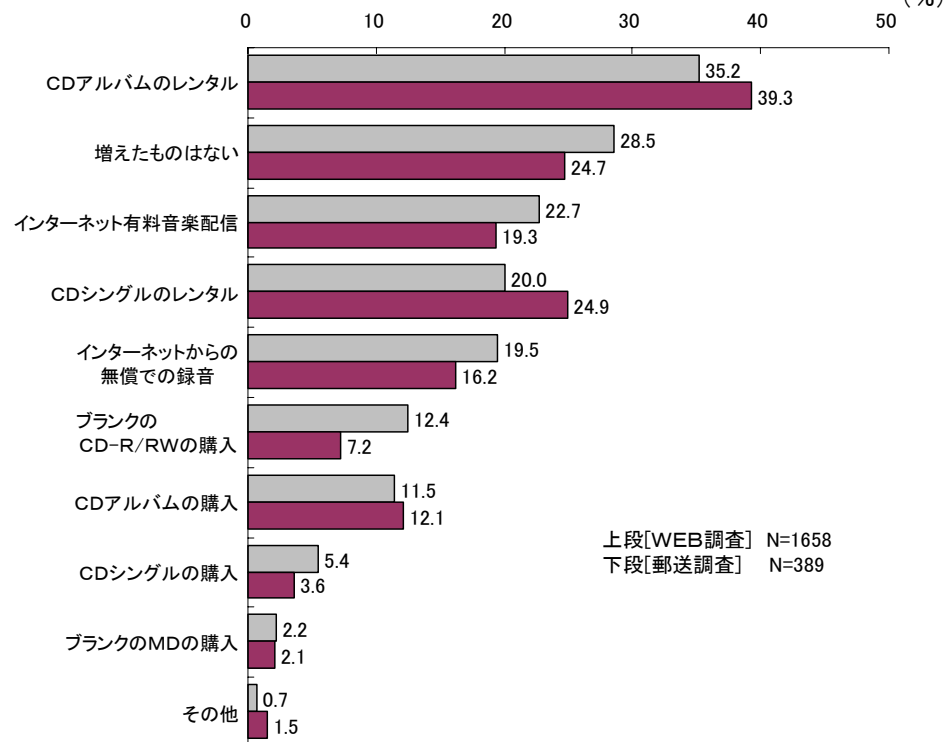
ポータブル(携帯型)オーディオ保有の影響

- ポータブル(携帯型)オーディオの保有によって減少したと思われるものは、WEB調査、郵送調査ともに、上位4項目は同一で「空白MDの購入」、「CDアルバムの購入」、「CDシングルの購入」、「減ったものはない」である。
- 次に、増加したと思われるものについて尋ねたところ、こちらもWEB調査、郵送調査の上位4項目は同じで「CDアルバムのレンタル」、「CDシングルのレンタル」、「インターネット有料音楽配信」、「増えたものはない」である。
- 前問とあわせると、CDを購入することからCDのレンタル、インターネット音楽配信に移行している傾向がうかがえる。

ポータブル(携帯型)オーディオ保有によって利用が減ったもの(Q38、問17-1)
(%)

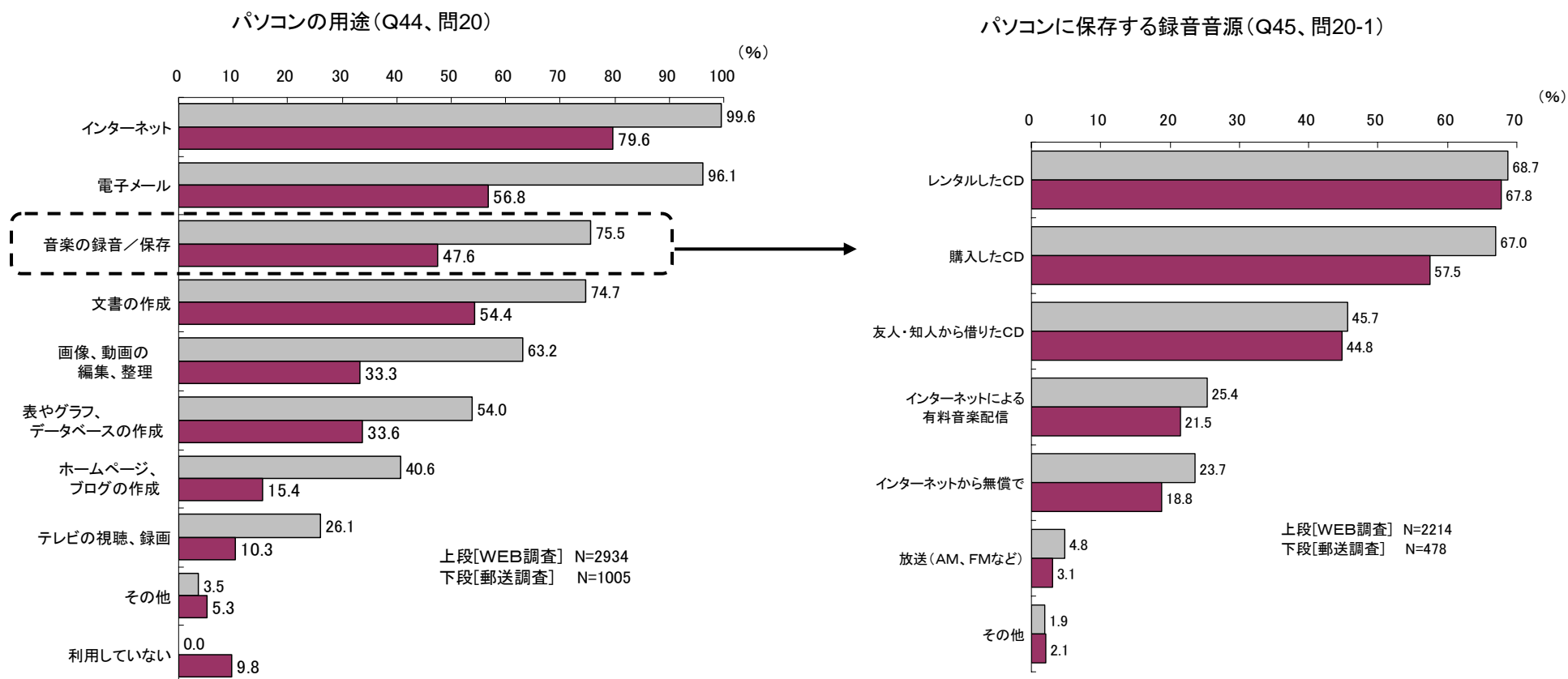


ポータブル(携帯型)オーディオ保有によって利用が増えたもの(Q39、問17-2)
(%)



パソコンで行われる私的録音の状況

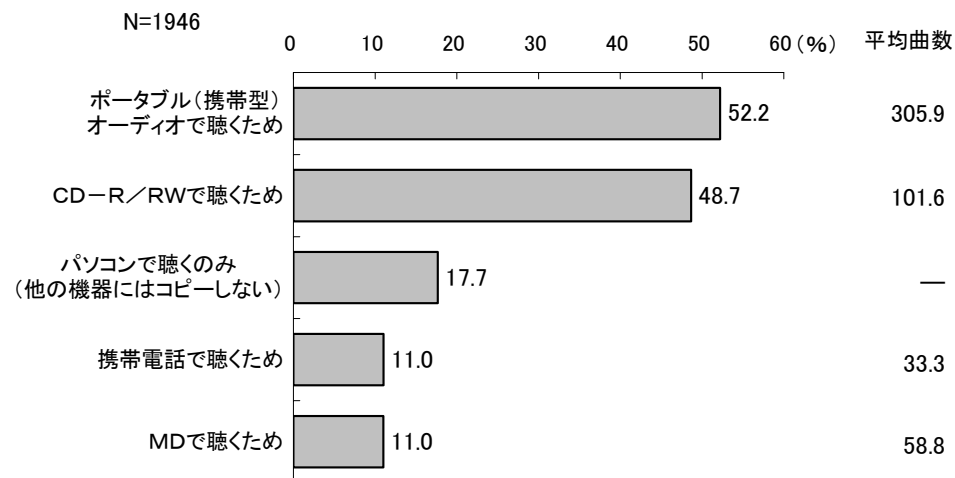
- パソコンをどのような用途に使っているかについて尋ねた。上位4項目はWEB調査、郵送調査ともに、「インターネット」、「電子メール」、「音楽の録音」、「文書の作成」である。そのうち「音楽の録音」の割合は、WEB調査では75.5%、郵送調査では47.6%となっており、WEB調査のほうが30ポイント近く高い割合となっている。
- 「音楽の録音／保存」をすると回答した人に、保存する音楽の録音源について尋ねたところ、録音音源の順位はWEB調査、郵送調査とも全く同じであり、最も多いものは「レンタルしたCD」(WEB調査:68.7%、郵送調査:67.8%)である。



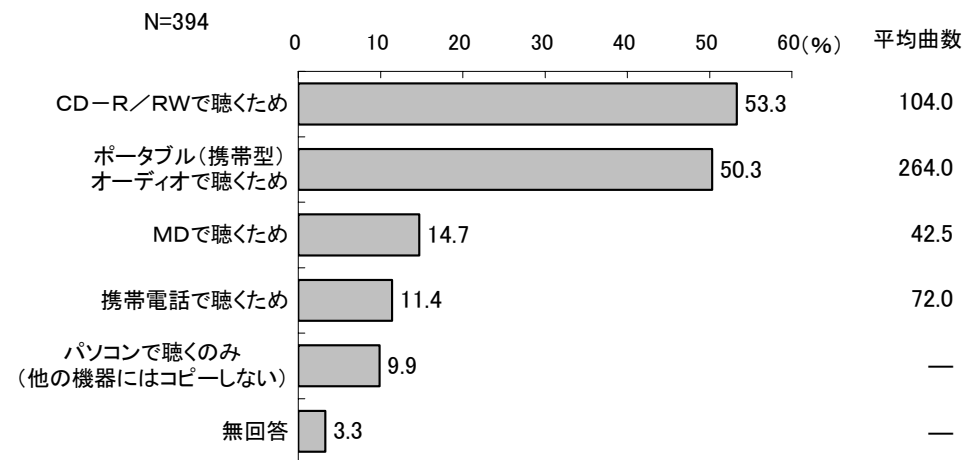
パソコンを活用した音楽のコピーの状況

- 最近1年間にパソコンに保存、ダウンロードした楽曲をさらにコピーしているかどうかについて尋ねた。WEB調査で最も多かったのは「ポータブル(携帯型)オーディオで聴くため」で52.2%、郵送調査で最も多かったのは「CD-R/RWで聴くため」で53.3%である。ただし、コピーした曲数で最も多いものはWEB調査、郵送調査ともに「ポータブル(携帯型)オーディオで聴くため」(WEB調査:305.9曲、郵送調査:264.0曲)である。

最近1年間のパソコン上に保存した音楽のコピー利用[WEB調査]Q50



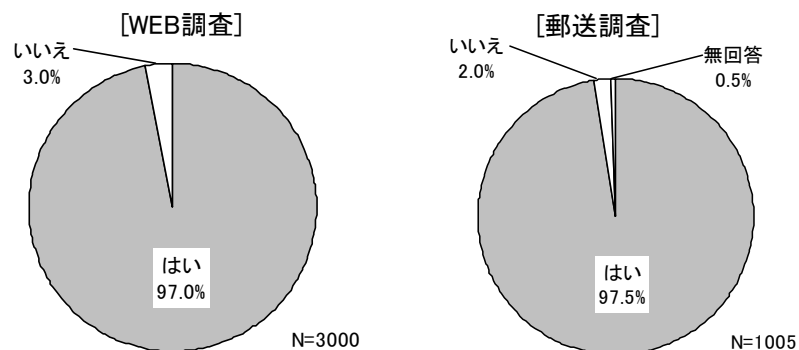
最近1年間のパソコン上に保存した音楽のコピー利用[郵送調査]問21-2



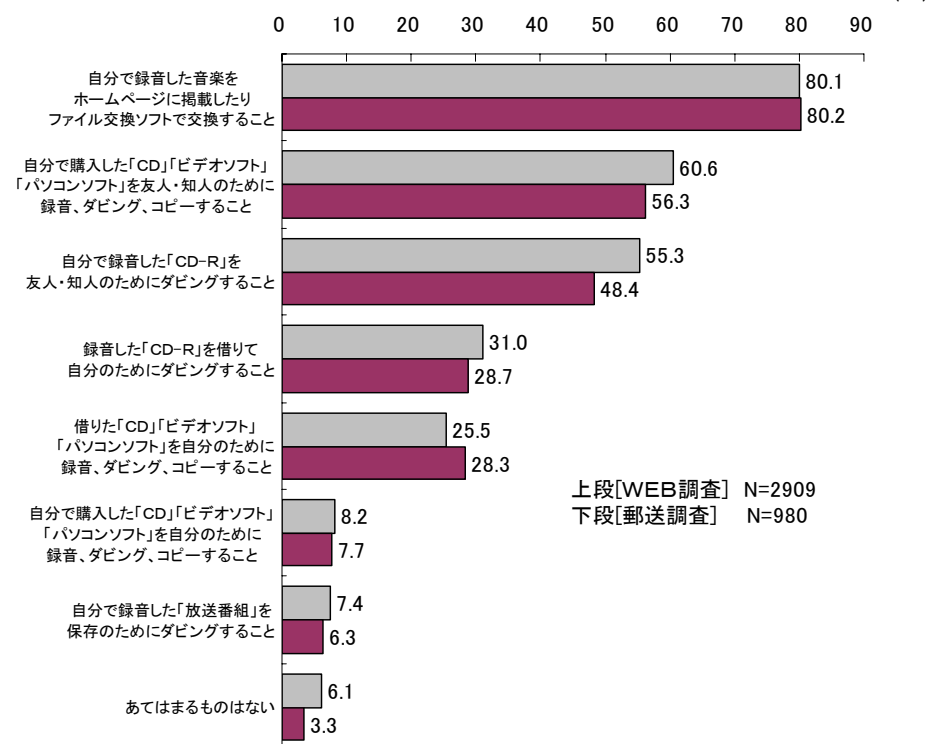
著作権に対する意識

- 著作権という言葉を見たり聞いたりしたことがあるかについて尋ねた。WEB調査では「ある」という回答が97.0%を、郵送調査では97.5%占めた。
- 「著作権」という言葉を見聞きしたことが「ある」と答えた人に対して、「権利者の了解を得る必要があるかもしれないと思う行為」について尋ねたところ、「自分で録音した音楽をホームページに掲載したり、ファイル変換ソフトで変換すること」が、WEB調査で80.1%、郵送調査で80.2%と最も高い割合を示した。次いで「自分で購入したCD、ビデオソフト、パソコンソフトを友人・知人のために録音、ダビング、コピーすること」が、WEB調査で60.6%、郵送調査で56.3%となっている。「自分で録音した放送番組を保存のためにダビングすること」は、WEB調査で7.4%、郵送調査で6.3%となっており、いずれの調査結果でも最も低い割合を示した。

「著作権」という言葉の見聞き (Q61、問27)



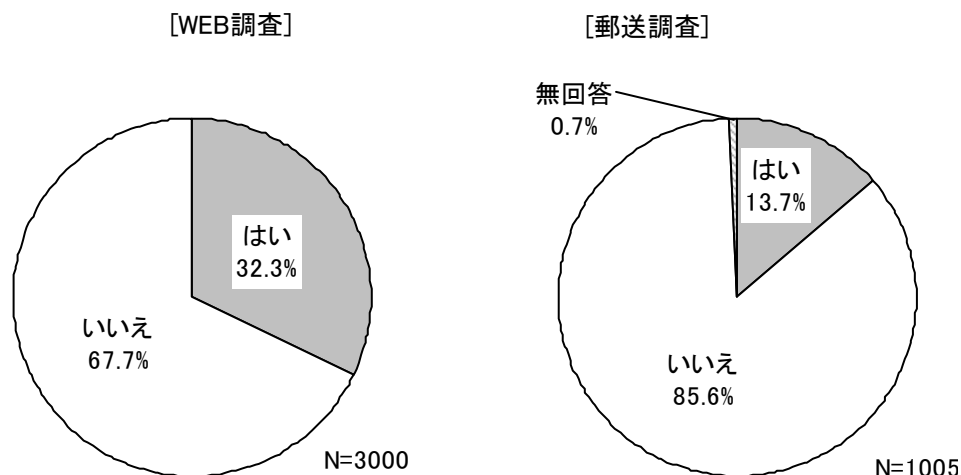
著作権者の了解を得る必要があると思う行為 (Q62、問27-1)



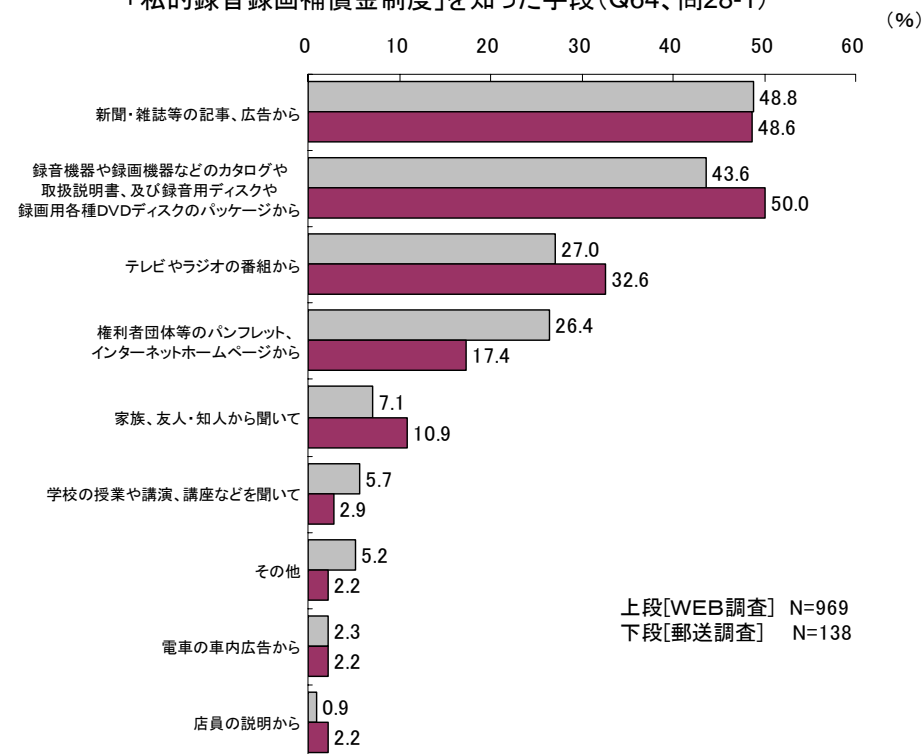
私的録音録画補償金制度の認知度と認知手段

- 「私的録音録画補償金制度について知っていたか」について尋ねたところ、「知っている」のはWEB調査で32.3%、郵送調査で13.7%である。性・年代別にみると、WEB調査、郵送調査ともに男性の認知度が高い。
- 「私的録音録画補償金制度を知った手段」について尋ねたところ、最も多いのは、WEB調査では、「新聞・雑誌等の記事から」が48.8%、郵送調査では「録音機器や録画機器などのカタログや取扱説明書、及び録音用ディスク(MDや各種CD)や録画用各種DVDディスクのパッケージから」が50.0%である。次いで、WEB調査では、「録音機器や録画機器などのカタログや取扱説明書、及び録音用ディスク(MDや各種CD)や録画用各種DVDディスクのパッケージから」が43.6%、郵送調査では「新聞・雑誌等の記事から」が48.6%となっている。

「私的録音録画補償金制度」の認知度(Q63、問28)



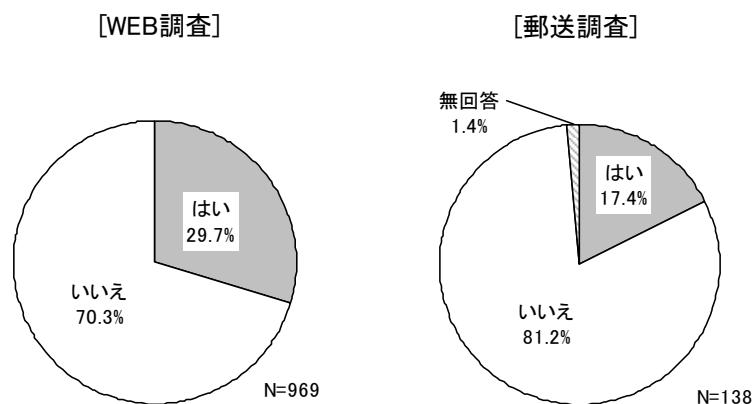
「私的録音録画補償金制度」を知った手段(Q64、問28-1)



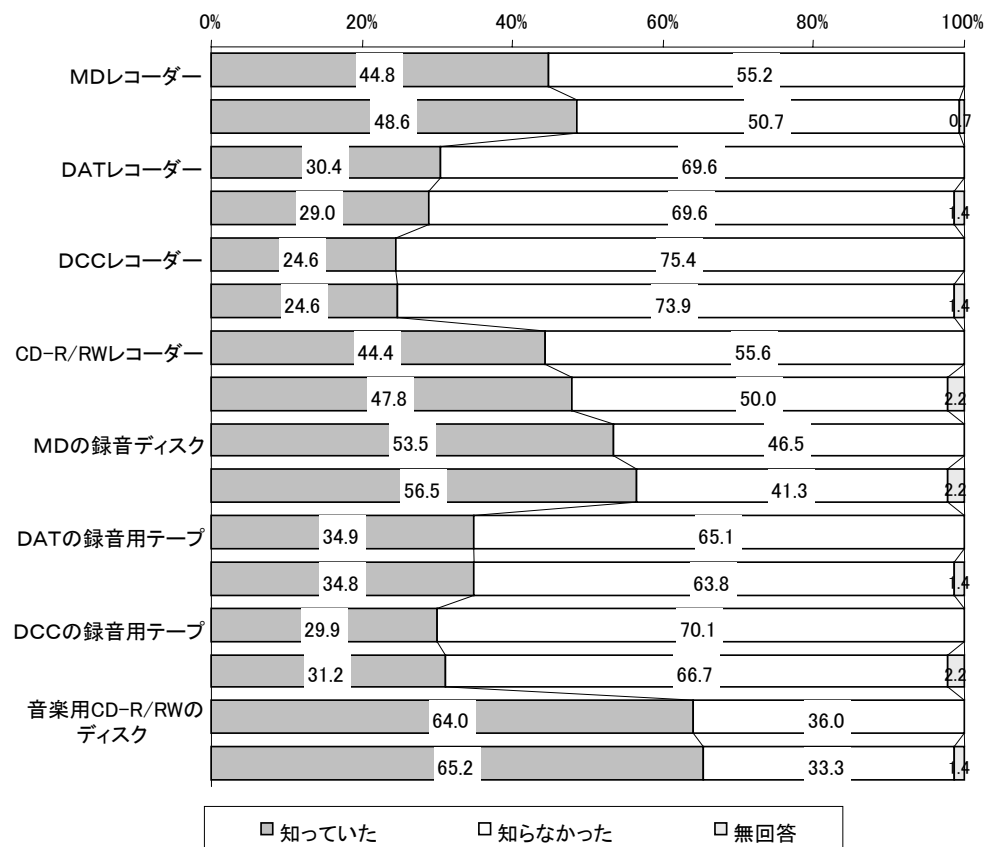
私的録音録画補償金の金額及び対象機器の認知度

- 補償金の金額について、雑誌、パンフレットなどで見たことがあるかどうかについて尋ねた。WEB調査では29.7%、郵送調査では17.4%が「見たことがある」と答えている。
- 補償金の対象となることを知っている録音機器・媒体について尋ねたところ、最も認知度が高いのは「音楽CD-R/RWのディスク」であり、WEB調査で64.0%、郵送調査で66.2%である。次いで、「MDの録音ディスク」が高く、WEB調査で53.5%、郵送調査で56.5%を示した。

補償金額について雑誌・パンフレット等を見たことがあるか
(Q65、問28-2)



補償金の対象機器 (Q66、問28-3)

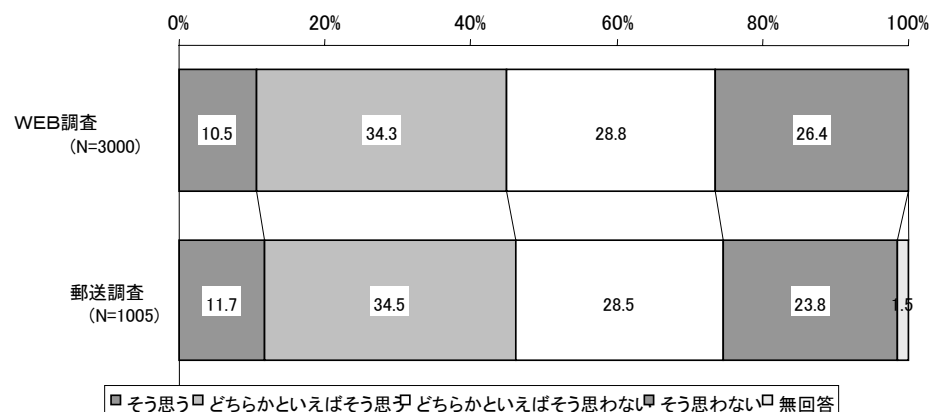


注) 上段[WEB調査] N=969、下段[郵送調査] N=138

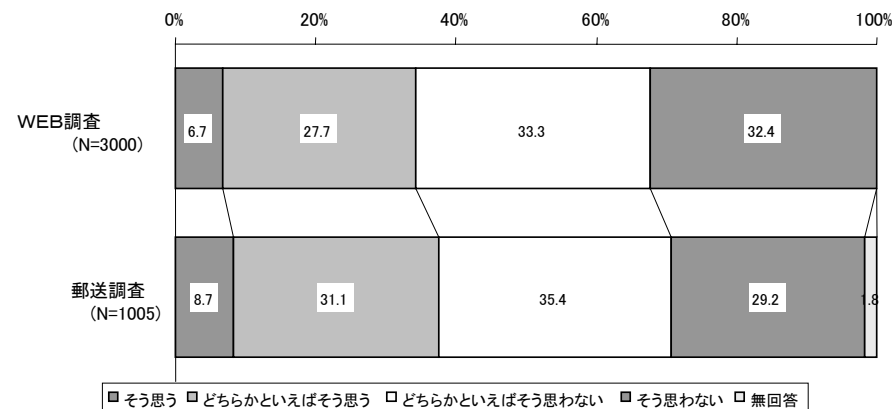
ポータブル(携帯型)オーディオ、パソコンを私的録音補償金対象にするべきか

- iPodなどのポータブルオーディオは、MD等と同様の機能をもつデジタル録音機器・媒体であるが、これを私的録音補償金の対象にするべきかどうかについて尋ねた。WEB調査、郵送調査とも、「そう思う」が1割強、「どちらかといえばそう思う」が35%程度で、約半数は肯定的であるが、賛否は拮抗している。
- 同様に、パソコンもCDなどから音楽をデジタル録音する機能を持っているため、私的録音補償金の対象にするべきかどうかについて尋ねた。WEB調査、郵送調査とも、「そう思う」が1割未満、「どちらかといえばそう思う」が3割前後であり、過半数は否定的である。

ポータブル(携帯型)オーディオを私的録音補償金対象とすべきか
(Q68-1、問29-1)



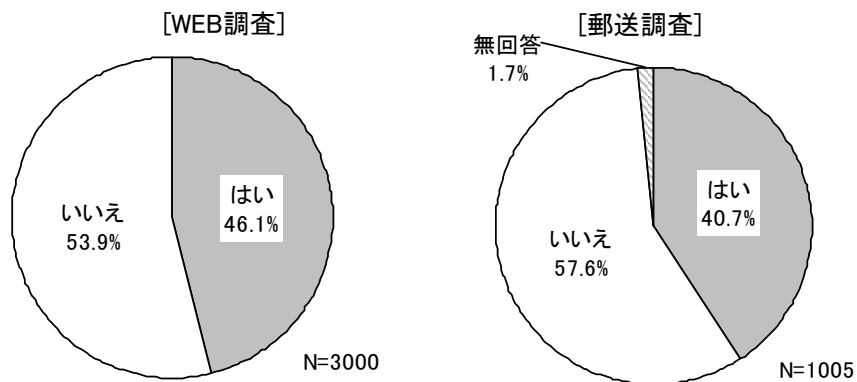
パソコンを私的録音補償金対象とすべきか
(Q68-2、問29-2)



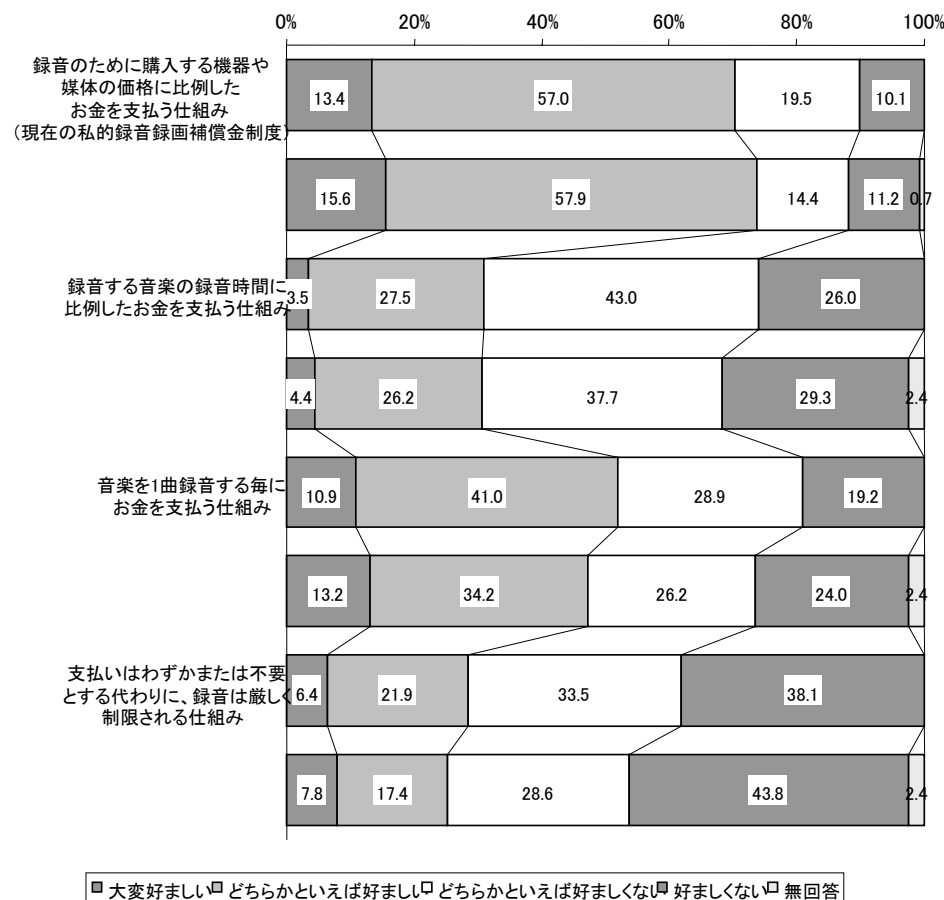
私的使用目的での補償金支払に対する考え方

- 私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要かどうかについて尋ねた。WEB調査で46.1%、郵送調査で40.7%が必要であると回答した。
- 「私的使用目的のデジタル方式の録音に対して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要」と答えた人に、どのような方法で補償金を支払うことが望ましいかを尋ねた。
- 「録音のために購入する機器や媒体の価格に比例したお金を支払う仕組み（現在の私的録音録画補償金制度）」について「大変好ましい」及び「どちらかといえば好ましい」と思っている人が、WEB調査、郵送調査ともに70%を超えている。次いで、「音楽を1曲録音する毎にお金を支払う仕組み」が「好ましい」という傾向がある。これに対し、「録音する音楽の録音時間に比例したお金を支払う仕組み」や「支払いはわずかまたは不要とする代わりに、録音は厳しく制限される仕組み」は「好ましくない」とする傾向が強い。

私的使用目的のデジタル録音に補償金を支払うことは必要か(Q69、問30)



著作権者への補償金の支払方法(Q70、問30-1)

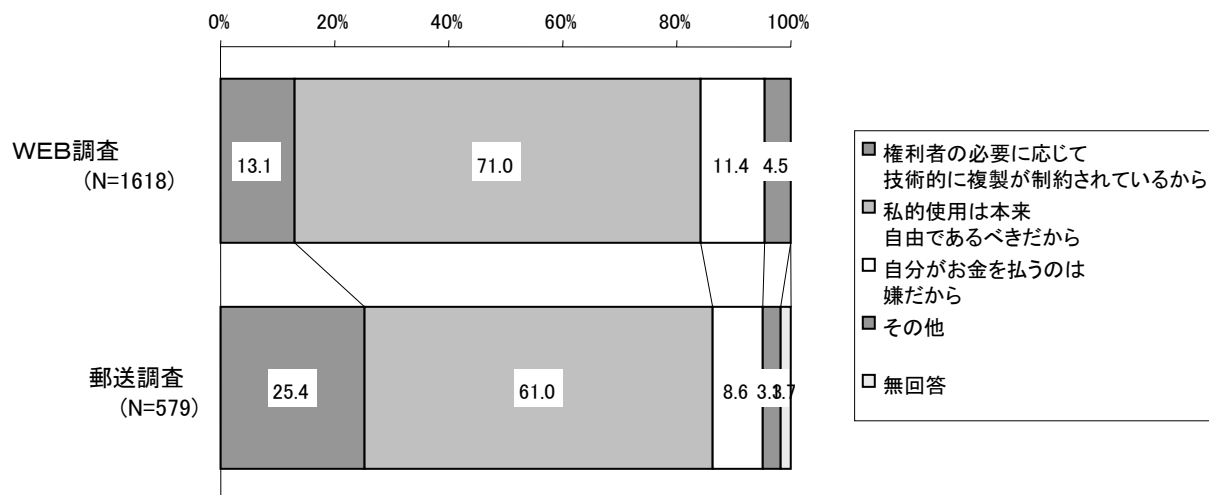


注) 上段[WEB調査] N=1382、下段[郵送調査] N=409

私的使用目的での補償金支払に対する否定的な意見

- 「私的使用目的のデジタル方式の録音に対して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要ではない」と答えた人に、「その理由」を尋ねた。「私的録音は本来自由であるべきだから」という理由が、WEB調査、郵送調査ともに回答が圧倒的に多い。

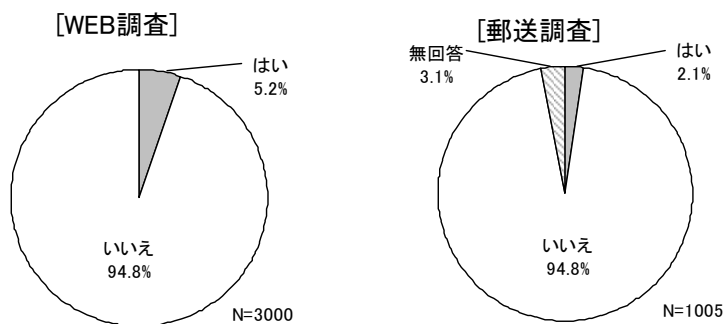
私的使用目的でのデジタル録音に対して権利者に補償金を支払う必要がないと考える理由 (Q71、問30-2)



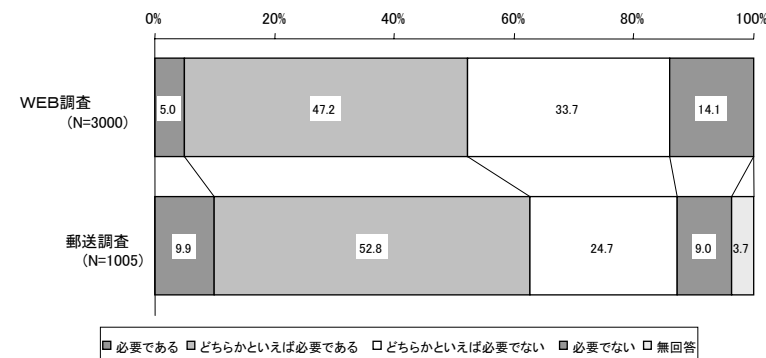
共通目的事業の認知度と必要性

- 私的録音録画補償金のすべてが権利者に分配されるのではなく、その一部を著作権保護などの権利者の共通の利益のための事業（共通目的事業）に支出することが義務付けられているが、この「共通目的事業」について尋ねたところ、認知している人は、WEB調査で5.2%、郵送調査で2.1%である。
- 「私的録音録画補償金の一部を共通目的事業に支出することが必要か」と尋ねたところ、「必要である」及び「どちらかといえば必要である」と答えた人が過半数を超えた（WEB調査：52.2%、郵送調査：62.7%）。
- 「共通目的事業として必要な事業」について尋ねたところ、「著作権制度に関する教育及び普及啓発のためのパンフレットや小冊子の作成」が最も高く、WEB調査で55.5%、郵送調査で60.3%である。次いで、「著作権及び著作権隣接権の保護に関する国際協力」がWEB調査で45.4%、郵送調査で44.6%である。

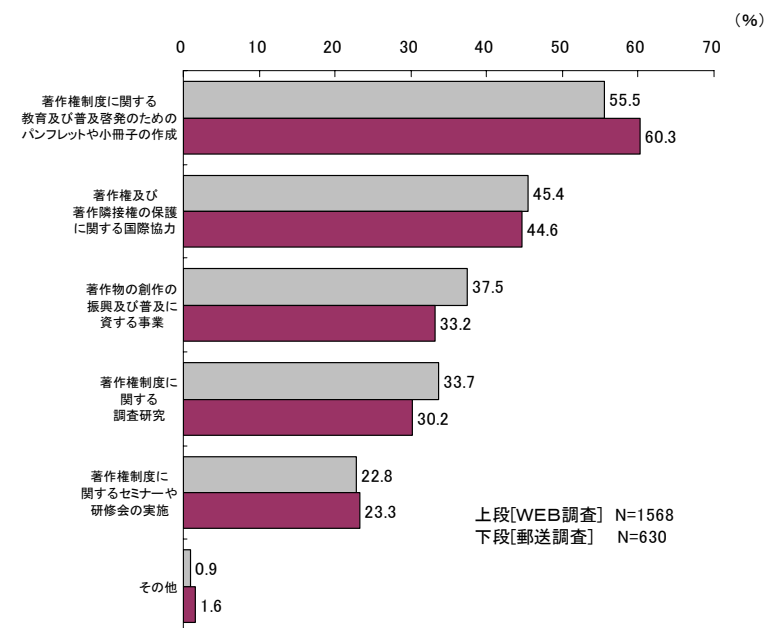
共通目的事業の認知度 (Q72、問31)



共通目的事業の必要性 (Q73、問31-1)



共通目的事業として必要な事業 (Q74、問31-2)



まとめ

- 本調査は、これまで実施してきた「私的録音に関する実態調査」を継承するものとして位置づけ、デジタル録音の実態の移り変わりを捉えることに重点をおいている。近年の技術革新に伴い、パソコンによる録音が容易になっていることや、デジタル録音機器の若年層への普及が進んでいることを踏まえ、新たに調査項目の追加を行った。今回初めて、iPod等のポータブル(携帯型)オーディオやパソコンでのデジタル録音の実施状況が明らかになった。
- 昨年の秋口以降、ポータブル(携帯型)オーディオの著しい市場進出に伴い、デジタル録音に使用される機器・媒体が、従来のMD中心から変化しつつある。ポータブル(携帯型)オーディオの保有により、空白MDの購入が減少したというユーザーからの回答は多く、MDの利用は頭打ちで、機器・媒体の置き換えが生じている。
- また、パソコン保有者の多くが、パソコンによるデジタル録音を経験している。それも、「ポータブル(携帯)オーディオで聴くため」に実施されることが多く、パソコンは音源の保存・コピーのためのツールという位置づけである。
- ポータブル(携帯型)オーディオやパソコンで行われるデジタル録音に際しても、音源は依然としてCDが最も多い状況には変わりがなく、ユーザーの録音行為そのものは従来と大きな変化はない。結果として、MDの代替機器としてiPod等のポータブル(携帯)オーディオが普及しているという見方が正しいであろう。
- このようなデジタル録音の実態を踏まえた上で、著作権保護を目的とした制度のあり方を検討していく必要がある。